

# 【57解説文】文書取扱処務細則通牒（明治四十二年：一九〇九）(表紙) B

「明治三十二年以降

永年保存(朱印)

## 庶務例規

第一壱課

〔回覧 第一課長印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印〕

## 官第一四七号

文書取扱ニ関シテハ、処務細則ニ依リ夫々

〔文書取り扱いに関しては、処務細則に依（よ）り夫々（それぞれ）〕

規程有レ之候処、尚左記事項御注意

〔規程これ有り候処、尚（なお）左記事項御注意〕

相成度、依命此段通牒候也

〔相成り度、依命（いめい）此（こ）の段通牒（つうちよう）候也〕

明治四十二年三月三日

官房主事

第一課長 廣瀬直幹 殿

左記

一回議案ノ表題・件名ハ、可レ成内容網羅

〔一回議（かいぎ）案の表題・件名は、成るべく内容網羅〕

スル様、簡潔ニ摘出スルコト

〔する様、簡潔に摘出すること〕

二回議案ニシテ要後閱、又ハ要再回ノ標

〔二回議案にして要（よう）後閱、又は要再回の標〕

記アリタルトキハ、

〔記ありたるときは、〕

前者ノ知事ニ係ルモノニ在リテハ、処理後

〔前者の知事に係るものに在りては、処理後〕

速ニ之ヲ官房秘書係へ提出シ置ク

〔速（すみ）やかにこれを官房秘書係へ提出し置く〕

ヘク、後者及要部長後閲モノニ在リテハ、  
ベく、後者及び要部長後閲ものに在りては、

**主務部長又ハ課長等出勤シタルト**  
(主務部長又は課長等出勤したると)

**キ、遅滞ナク之ヲ差出スヘキコト**

(き、遅滞(ちたい)なくこれを差し出すべきこと)

**三回議ノ事項ニシテ、重要ナルモノ在リテハ、**

(三回議の事項にして、重要なもの在りては、)

**必ス見易キ位置ニ「重要」ナル標記ヲ為**

(必ず見易(やす)き位置に「重要」なる標記を為(な)、

シ、且ツ可レ成口頭ヲ以テ、之力陳述ヲ為スヲ  
(し、且(か)つ成るべく口頭を以(もつ)て、これが陳述を為すを)

**要スルコト**

(要すること)

**四急ヲ要スル事件ニシテ、理論ニ満ラサルモノハ、**

(四急を要する事件にして、理論に満らざるものは、)

**各首席属及課長以上ノモノニ回議シ、一**

(各首席属及び課長以上のものに回議し、一、)

**般ノ課僚ニ対シテハ、処分後回覧スヘキ**

(般の課僚(かりよう)に対しては、処分後回覧すべき)

コト

(こと)

**五回議書類ニシテ、要再回調ト標記シ、返**

(五回議書類にして、要再調と標記し、返)

**付セラレタルモノアルトキハ、遅滞ナク直ニ**

(付(へんぶ)せられたるものあるときは、遅滞なく直(ただ)ちに)

**之力調査ヲ遂ゲ、之ヲ差出スヘキコト**

(これが調査を遂げ、これを差し出すべきこと)

**六各課係員中、相互ニ代理順席ヲ定メ**

(六各課係員中、相互に代理順席を定め)

置キ、主任者不在ノ時ト雖、諸般ノ事務ヲ  
（置き、主任者不在の時と雖（いえど）も、諸般の事務を）

支障ナク処理シ得ラル、方法ヲ採ルヘ

（支障なく処理し得らるる方法を探（と）るべ）

キコト

（きこと）

七处分延期ノ決裁ヲ経タル事件ハ、時々其

（七处分延期の決裁を経たる事件は、時々其（そ）の）

書類ニ注意シ、可出来限速ニ之力処

（書類に注意し、出来るべく限り速やかにこれが処）

分ヲ為スヘキコト

（分を為すべきこと）

八復命書及書籍ノ如キモノヲ回覧スル

（八復命書及び書籍の如きものを回覧する）

トキハ、主任者ハ其ノ重要ナルケ所ニ対シ

（ときは、主任者は其の重要なか所に対し）

テ、或ハ側傍ニ圈点ヲ附シ、或ハ其ノ要旨

（て、或（ある）いは側傍（そくぼう）に圈点（けんてん）を附し、或いは

其の要旨）

ヲ欄外ニ摘出スル等、閲覧者ノ便宜ト

（を欄外に摘出する等、閲覧者の便宜と）

為ルヘキ方法ヲ採ルヘキコト

（為るべき方法を探るべきこと）

九文案ノ理由及参照等ハ、必ス文案ノ

（九文案の理由及び参照等は、必ず文案の）

後尾ニ箇条書キトシテ添付スヘキ

（後尾に箇条書きとして添付すべき）

コト

（こと）